

## ※法改正のお知らせ

太陽電池発電設備の保安規制の対応		
出力等条件	保安規制	
	事前規制 安全な設備の設置を 担保する措置	事後規制 不適切事案等への 対応措置
2,000kW以上	技術基準維持義務 電気主任技術者の適任 保安規程の届出 自己確認	事前報告 事故報告 立入検査
2,000kW未満 500kW以上	技術基準の適合 （範囲拡大）	報告徴収 （範囲拡大）
500kW未満 50kW以上	技術基準の適合 （範囲拡大）	報告徴収 （範囲拡大）
50kW未満 10kW以上	技術基準の適合 （範囲拡大）	報告徴収 （範囲拡大）
10kW未満 小規模発電設備		事故報告は、 100kW未満に ついては除外 原注の用に 規定されている ものも含める

今まで50kW以上が該当

↓ 範囲が拡大

2023年3月20日施行

10kW以上の太陽光発電設備  
すべてが対象になりました



### ☑ 技術基準適合維持の義務化

・届出の必要はなし ・立ち入り検査の対象

・保守点検ガイドラインに沿った点検義務あり

⇒ご用命の際は弊社までご連絡ください。見積ご提出させていただきます。

【保守ガイドラインURL】

<https://www.jpea.gr.jp/wp-content/themes/jpea/pdf/t191227.pdf>

### ☑ 基礎情報届出の義務化

・既設の設備も対象(FIT認定除く) ・FIT認定設備は対象外(ただし変更があった場合は必要)

・提出期限:3/20~6ヶ月以内

⇒間に合わなかった場合や虚偽の報告が判明した場合は30万円以下の罰金

■ネット申請可能 ※gBizIDを取得し、設備設置者が行う(代行申請は認められていない)

### ☑ 使用前自己確認届出の義務化

・既設の設備は対象外 ・3/20施行後に運転開始する場合は必ず提出が必要

・受理された使用前自己確認書類は5年間保存義務有(立入検査の際に提出求められる場合あるため5年以降も保存)

【基礎情報届出・使用前自己確認届出 様式】

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/jikayou/jikokakunin.html>

【gBizID取得先】

<https://gbiz-id.go.jp/app/baa/reg/mailaddr/input>

【届け出先】保安ネット

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/hoan-net/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/index.html)

詳細は下記URLにてご確認ください。

経済産業省特設サイト <https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>

問い合わせ先 0570-045-660 (平日9:00~17:00)

〒360-0012 埼玉県熊谷市上之3849番地4

 株式会社 ヒグチ電機  
Higuchi Electricity co.,ltd

TEL : 048-523-1221 FAX : 048-527-4692  
担当者 : 石坂 mail : s.ishizaka@higuden.co.jp

2023.3月